

I C T活用工事（小規模土工）実施要領

1. I C T活用工事

1－1 概要

I C T活用工事とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示す I C T施工技術を全面的に活用する工事である。

※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。

- ・ 1箇所当りの施工土量が 100m³ 程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業
 - ・ 1箇所当りの施工土量が 100m³ 程度まで、又は平均施工幅 2 m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、舗装版破碎積込（舗装厚 5 cm 以内）、運搬作業
- また、適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする。
- なお、「1箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。

1－2 I C T活用工事における土工

次の①（選択）②③⑤の段階で I C T施工技術を活用することを I C T活用工事における小規模土工とする。また「I C T小規模土工」という略称を用いる。

- ① 従来手法（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、小規模土工に I C T施工技術を活用する場合はそれぞれ実施要領及び積算要領を参照すること。

1－3 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表－1によるものとする。

① 起工測量（選択）

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K－G N S Sを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1－3①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元設計データを作成する。

③ I C T建設機械による施工

1－3②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工を実施する。

但し、施工現場の環境条件により、③ I C T建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても I C T活用工事とする。

1) 3次元MG建設機械

※MG：「マシンガイダンス」の略称

- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
基本的に作業土工であるため該当なし

- ⑤ 3次元データの納品
1－3②による3次元設計データを、工事完成図書として電子納品する。

《表－１　ＩＣＴ施工技術と適用工種（その１）》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量	測量	—	○	○	①、②、⑤ ⑥、⑦	土工
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	—	○	○	①、③、⑤	土工
	TS等光波方式を用いた起工測量	測量	—	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量	測量	—	○	○	①、⑦	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量	測量	—	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	—	○	○	①、④、⑤ ⑥	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	—	○	○	①、⑤	土工
ICT建設機械 による施工	3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	ICT 建設機械	○	○	—	

【凡例】○：適用可能　－：適用外

《表－1 ICT施工技術と適用工種（その2）》

【関連要領等一覧】	①	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
	②	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	③	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑥	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦	TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編
	⑪	音響測深機器を用いた出来形の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑫	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑬	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
	⑭	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	⑮	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編
	⑯	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
	⑰	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	⑱	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)
	⑲	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編
	⑳	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)
	㉑	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編
	㉒	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	㉓	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	㉖	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準－国土地理院
	㉘	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉙	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㊀	モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)

1-4 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注工種）は、下記（1）～（3）に該当する工事とする。

（1）対象工種

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

1）河川土工、海岸土工

- ・掘削工

2）道路土工

- ・掘削工

（2）適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

（3）対象規模

ICT活用工事の対象規模は、小規模土工※を含む工事とする。

※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。

- ・1箇所当りの施工土量が100m³程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業

- ・1箇所当りの施工土量が100m³程度まで、又は平均施工幅2m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、舗装版破碎積込（舗装厚5cm以内）、運搬作業

また、適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする。

なお、「1箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。

2. ICT活用工事の実施方法

2-1 発注方式

ICT活用工事の発注は、下記によるものとするが、工事内容及び地域におけるICT施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

（1）施工者希望型

本発注方式は、ICT活用工事（施工者希望型）とする。

※「そのほか」

ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとし、ICT活用工事設定した後は、施工者希望型と同様の取り扱いとする。

2-2 発注における特記仕様書

特記仕様書の記載例については、別添のとおりとする。

【別添】記載例（特記仕様書）

3. ICT活用工事実施の推進のための措置

3-1 工事成績評価における措置

ICT活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「□ICT活用工事加点」において、1点の加点とする。

なお、ICT活用工事において、工事目的物である土工においてICT活用施工を採用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下(1)を標準として減点を行うものとする。

※但し、以下についてはICT活用工事として評価して未履行の減点対象としない。

1) 施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合の、従来型建設機械による施工

(1) 施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案により工事目的物である土工においてICT活用施工(1-2①②③⑤)を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

4. ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT活用施工を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、別途発出されている施工管理要領、監督検査要領(表1【要領一覧】)に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

(1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

(2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

4-3 工事費の積算

(1) 施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準(従来基準)に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」及び「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT活用について協議を行う際には、「1-2①~③」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

4-4 ICT監督・検査体制の構築

ICT活用施工の監督検査を適切に行うことを目的に、研修等でのICT施工技術の習得を図るなど、ICT活用施工に精通した監督・検査職員の体制構築に努めることとする。

4-5 現場見学会・講習会の実施

必要に応じて、ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会を随時実施するものとする。また、普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

5. ICT活用工事に関する調査等

ICT活用工事の普及状況の把握を円滑に行うため、以下に記載する内容を適切に実施する。

5-1 ICT活用工事の対象調査（提出様式は別途指示）

対象調査により、ICT活用施工を実施する工事と、その概要等を技術管理課へ報告するものとする。

5-2 施工合理化調査

施工合理化調査を実施する。なお、内容はその都度、別途指示する。

6. ICT活用工事の活用効果等に関する調査（別途指示）

必要に応じて、受注者を対象に、指定様式により調査行う。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

【別添】特記仕様書（記載例）

高知県土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事（小規模土工）

「施工者希望型」特記仕様書

第１条（適用）

本工事は、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び高知県建設工事共通仕様書等によるほか、ＩＣＴ活用工事実施要領及び本仕様書によるものとする。

第２条（ＩＣＴ活用工事）

１ ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、次の①（選択）②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。また「ＩＣＴ小規模土工」という略称を用いる。

対象は、小規模土工を含む工事とする。

- ① 従来手法（選択）
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ ３次元データの納品

２ 受注者は、小規模土工においてＩＣＴ施工技術を活用できる。ＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記３～５によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。

３ ＩＣＴを用い、土工について以下の施工を実施する。

- ① ３次元起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴを用いた起工測量が選択できる。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、下記１）～８）から選択（複数以上可）して測量を行うことができるものとする。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

- 5) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量
- 7) R T K - G N S S を用いた起工測量
- 8) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量

② 3 次元設計データ作成

受注者は、設計図書や①で得られたデータを用いて、3 次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

受注者は、下記 1) の I C T 建設機械による施工を実施するものとするが、施工現場の環境条件により、I C T 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもよい。但し、従来型建設機械による施工においても、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データを活用する。

I C T 建設機械による施工においては、②で作成した 3 次元設計データを用いて、下記に示す I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 5 年 3 月 31 日 国土交通省告示第 250 号）付録 1 測量機器検定基準 2 - 6 の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3 次元 M G 建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削を実施する。

④ 3 次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3 次元データの納品

②により作成された 3 次元設計データを、工事完成図書として電子納品する。

- 4 ①～⑤の施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した C A D データを受注者に貸与する。また、I C T 活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

- 5 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

第 3 条（I C T 活用工事の実施手続）

受注者は、I C T 活用工事の施工に先立ち「工事条件変更等確認要求書」により「I C T

活用工事計画書」を発注者に提出し、発注者は、ＩＣＴ活用工事の内容を確認した結果を受注者に通知するものとする。

第４条（設計積算）

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工及び土工以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「土木工事標準積算基準書（高知県土木部）」及び「ＩＣＴ活用工事積算要領（国土交通省）」等により計上することとする。

ただし、３次元起工測量の実施や３次元設計データの作成を行った場合で、見積り書が必要となる場合は、第３条による「ＩＣＴ活用工事計画書」と一緒に見積り書を提出するものとし、妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

第５条（監督・検査）

ＩＣＴ活用施工を実施するにあたって、県又は国土交通省から別途発出されている施工管理要領、監督検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。

なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、受注者がこれを準備するものとする。

第６条（工事成績評定）

ＩＣＴ活用工事を実施した場合等による工事成績評定の措置は、「ＩＣＴ活用工事実施要領」に定める。

第７条（現場見学会等の実施）

受注者は、発注者が本工事の工事現場でＩＣＴ活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

第８条（調査等への協力）

受注者は、発注者がＩＣＴ活用工事の効果を確認するために調査等を行う場合は、協力しなければならない。また、工事完成後にあっても同様とする。

第９条（その他）

ＩＣＴ活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。